

# イクメンサポート

～ 男性職員の育児参加を職場全体で支援します ～

(本人編)

男性が子の出生時及び産後時に家族をサポートすることは、その後の子育てや家庭内の環境整備において大きな意味を持つとされています。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現することにより、心身の健康の保持増進や仕事の効率、満足度・モチベーションの向上にもつながると考えられています。

そこで、平成25年12月から男性職員の育児参加を職場全体で支援する「イクメンサポート」を実施し、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを推進していきます。

## <子の出生予定日が分かったら>

- ◇ 速やかに（遅くとも予定日2か月前までに）上司（班長等）に報告しましょう。
- ◇ 「職員のための育児支援制度のまとめ」により、育児支援制度の内容を正しく理解しましょう。
- ◇ 配偶者（パートナー）と相談しながら「イクメンシート」を作成しましょう。  
（休暇等の取得計画と子育て支援制度利用計画を作成）
- ◇ 出生前後8週間で5日以上 of 休暇等（育児休業・年次休暇・特別休暇）を取得できるよう予定を立てましょう。
- ◇ 育児休業を取得する場合の影響を正しく理解し、積極的に1週間以上の育児休業の取得を検討しましょう。なお、取得希望は早めに上司に伝えましょう。
- ◇ 所属長及び班長等と面談しながら「イクメンシート」を完成させましょう。  
（イクメンサポート面談）
- ◇ 予定どおりに休暇や休業が取得できるよう、効率的に仕事を進めましょう。
- ◇ 子どもが小学生までの間は、月に1日以上、子育てのための年次休暇を取得しましょう。（月1はぐみん年休）

## <育児休業を正しく理解しましょう>

- ◇ 妻が産後休暇中に取得することもできます。
- ◇ 妻と同時に取得することもできます。
- ◇ 短期間でも取得できます。
- ◇ 給与は支給されませんが、共済組合から育児休業手当金が支給されます。  
（原則1歳まで。給料の半額相当）
- ◇ 取得期間が1か月以内の場合は期末手当の減額はありせん。
- ◇ 取得したからといって人事評価でマイナス評価はされせん。
- ◇ 早めに申し出ることによって代替措置も可能となり、職場の負担が軽減されます。

## <育児休業を取得した男性職員からのメッセージ>

育休の経験は、共働きで育児と家事をする我が家にとって、とても重要なものとなっています。多忙により妻が私より帰宅が遅くなる日も全然珍しくないため、家事はもちろん、子供の御飯の支度や、歯磨き、寝かしつけなど、全ての項目において夫婦がお互いにカバーできないと生活が回っていきません。逆に、もし私が育休未経験だったら・・・と思うとゾッとするくらいです。

他の家庭の話では、ママじゃないと子供がお風呂に入ってくれないとか、夜寝てくれないといった話も聞きますが、息子は全くそんなこともなく、家にパパ1人しかいない日でも朝起きて夜寝るまで大丈夫です（ママシックになることはありません）。これはまさに育休の賜だと思っています。このおかげで、妻も夜に友人達と飲みに出かけたり、遠方の友人の結婚式に宿泊付きで出席できたりします。

そしてなによりも、子供と濃厚な日々を過ごしたことは自分の一生の宝物ですし、子供が大きくなってから育休時代の思い出話をするのが今から楽しみでなりません（子供の記憶には残っていないのかもしれませんが・・・）。

ちなみに、10か月の育休を通じての私の感想は「出産以外は男でも女でも関係ない!」ということです（モットーにもなっています）。育休を少しでも考えている男性職員の皆様方には、是非勇気(?)をもってトライしてほしいと思います。

## <イクメンサポートの概要>

男性職員の育児参加を促進するには、本人を始め職場の上司や同僚の意識改革と、職場全体でサポートできる環境整備が重要であることから、次の取組を実施していきます。

### ① 職員の意識改革

職場の理解を得ながら、男性職員が安心して育児に参加できる職場環境づくりを推進するため、啓発資料の配布や育児支援制度説明会等の機会を捉えて積極的にPRします。

### ② イクメンサポート面談

子の出生予定のある男性職員に対して、所属長及び班長等があらかじめ出生時の休暇取得や、1週間以上の育児休業の積極的な取得を働きかける面談を行い、上司と相談しながら育児休業等の取得計画を立てることにより、男性職員の育児休業等の取得促進を図ります。

### ③ 『月1はぐみん年休』運動

子育て期の男女職員が、仕事と子育て・家庭との両立のための休暇を取りやすい職場環境をつくることを目的に、小学生以下の子のいる職員に対して、計画的に月1日以上、育児参加や家庭との両立のための年次休暇取得を推奨します。

## <参考資料>

- ① 職員の子育てサポートブック
- ② 働く父親のためのハンドブック（A3両面）
- ③ 職員のための育児支援制度のまとめ

※ 職員ポータルサイトシステム「手引き・規程集」（人事局人事課）に掲載しています。